

この薬局は

「保険薬局」

です



当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。

「保険薬局」とは薬剤師が健康保険を使って調剤を行ったり、一般薬を販売（一般薬には健康保険は使えません）をしている薬局のことです。

当薬局では、お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。

薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。

調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。



うさぎ薬局 岡店

取り扱う要指導医薬品や一般用医薬品について

要指導 医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

商品に直接触れることができます。

指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。**「してはいけないこと」**を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列されています。

第3類 医薬品

一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構



0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

静岡県薬剤師会

054-203-2023

静岡県薬務班

055-920-2107

個人情報に関する基本方針



基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取り扱い



当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

個人情報の利用目的

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします。

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

業務委託について

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い、契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

情報開示について

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

地域に貢献する薬局になるために



平日は1日8時間以上、土・日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ週45時間以上開局しています。



1,200品目以上の医薬品を備蓄しています。



単独または近隣の薬局と連携し、24時間調剤及び在宅業務に対応しています。地方公共団体等に周知を行っています。



在宅業務の体制を整備しています。在宅の業務実績があります(年1回以上)。在宅支援に係る診療所や病院、訪問看護ステーションとの連携をとるようにしています。



プライバシーに配慮した構造です。



麻薬小売業者の免許を受けています。



健康相談または健康教室を行っています。
一般用医薬品を販売し、必要に応じて医療機関への受診を勧奨しています。



調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。



インターネットを通じた情報収集と周知(PMDAメディナビなど)を行っています。



かかりつけ薬剤師指導料に係る届出を行っています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。(薬局勤務5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍)



健康被害や薬の効果が得られないことを防止した事例(ブレイボイド)の把握・収集と副作用報告に係る手順書を作成し、報告する体制を整えています。



処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が50%以上あります。

うさぎ薬局 岡店

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

在宅患者訪問薬剤管理指導

(医療保険対象者)

1点=10円 10点=10円(1割負担)30円(3割負担)



同一建物居住者以外

650点/回(1人)



同一建物居住者

320点/回(2-9人)

290点/回(10人以上)

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要な場合は100円が加算されます。月4回まで

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

(介護保険対象者)

1単位=10円 10単位=10円(1割負担)30円(3割負担)



同一建物居住者以外

518円/回



同一建物居住者

379円/回(2-9人)

342円/回(10人以上)

自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

うさぎ薬局 岡店 管理薬剤師 川嶋健一

静岡県知事指定介護保険事業所 第2240410353号

TEL 0557-35-5656

FAX 0557-35-5657

緊急時→090-8473-6110(24時間対応)

お薬のことで困ったら
かかりつけ薬剤師に
おまかせください

担当薬剤師が
あなたの薬を
まるごと管理



いつでも
ご相談
できます

担当薬剤師を指名してください。同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています（育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上）。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

うさぎ薬局 岡店

労災保険
指定薬局

生活保護法指定



当薬局の調剤基本料については、下記のとおりです。

調剤基本料 1 —————> 42点

地域支援体制加算 2 —————> 47点

処方せん受付回数が月2,000回以上で、同一グループ薬局の処方せん受付回数の合計が月に4万回未満。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係は無し。かかりつけ機能に係る基本的な業務（夜間・休日業務、重複・相互作用防止等）の算定が年間10回以上。後発医薬品調剤率20%をこえて、地方厚生局長に報告。



●当薬局では医療費を抑え、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

●当薬局では、ジェネリック医薬品を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

後発医薬品調剤体制加算1 —————> 21点



●当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

●明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出ください。

うさぎ薬局 岡店

営業時間外の処方せん受付について

◆営業時間 月～土曜日：8時45分～17時30分

電話番号：0557-35-5656

緊急時の連絡先：090-8473-6110

➤ 営業時間外の場合（輪番制による休日・夜間当番のとき）

午後6時～午後10時、午前6時～午前8時 : 技術料の10割加算

午後10時～午前6時 : 技術料の20割加算

日曜日、祝日、年末年始（12/30～1/3） : 技術料の14割加算

➤ 営業時間内の場合 ・・・3割負担で120円、1割負担で40円

平 日：午後7時～閉店まで

土曜日：午後1時～閉店まで

日祝日：営業時間中



薬局の管理および運営に関する事項

許可の区分		薬局
薬局開設許可証 記載事項	薬局開設者氏名	株式会社うさぎ薬局 代表取締役 白石 誠一郎
	薬局の名称	うさぎ薬局 岡店
	薬局の所在地	静岡県伊東市岡217-25
	許可番号	熱保A第1-77号
	有効期間	令和7年6月2日～令和12年6月1日
薬局の管理者の氏名		川嶋 健一
		稲葉 夏菜
		佐藤 友紀
		安東 美穂(毎週月・火・木・金8:45～17:30)
		緊急時等に出勤する事のある薬剤師 (兵頭厚弘、荻野加奈子、藤田篤則、山本捷太郎)
勤務する登録販売者 (一般用医薬品販売、情報提供、相談)		日吉 瑠美
		菊間 琴乃
勤務する事務員		菅原 美悠
		住吉 寿々菜
		杉森 晴菜
		福島 莉央
		小川 さつき
		宮内 寿栄
		稲葉 隆一
		神崎 光雄
取り扱う一般用医薬品の区分		要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品
この薬局に勤務する者の区別に関する説明		薬剤師 :「薬剤師」の名札に白衣着用
		登録販売者 :「登録販売者」の名札に会社指定の制服着用
		事務員 :「事務員」の名札に会社指定の制服着用
営業時間および相談受付時間		月～土曜日 8:45 ～ 17:30
		定休日 日曜、祝日
営業時間外の相談および緊急連絡先		090-8473-6110 (24時間対応)

うさぎ薬局岡店では…

- 訪問薬剤管理指導を行っています

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。

- 24時間365日調剤できる体制を整えています

夜間・休日電話番号 090-8473-6110

- 処方せんによらない健康相談やお薬講座も常時対応可能です

- 患者様の希望に応じてジェネリック医薬品を使用できる体制を整えています



医療DX推進体制整備加算に係る掲示について

当薬局では、医療DXを推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ①オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、調剤を実施しています。
- ②マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ③電子処方箋に対応しているほか、電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しています。



うさぎ薬局 岡店

感染症・災害発生時に対応できる体制を 備えています

- ・当薬局は、第2種協定指定医療機関の指定薬局です
- ・当薬局では、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。
- ・他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。



うさぎ薬局 岡店

第1節 調劑技術料

項目	属出	主な要件、算定上関	点数
調剤基本料			①1) 算定率50%以下は②以下③50%で算定 ②) 算定率50%以上の場合は③50%で算定 ③) 算定率50%以上の場合は③50%で算定 ④) 算定率50%以上の場合は③50%で算定
① 調剤基本料 1	○	処方箋受付1回につき ① ②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局 処方箋受付回数および集客率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 4,000回超 且 上位3医療機関に係る合計受付回数の集客率70%超 ロ) 2,000回超 且 集客率85%超 ハ) 1,800回超 且 集客率95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集客率が高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む 同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計および当該薬局の集客率、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 且 集客率95%超 ロ) ・月4万回超～40万回以下 且 集客率85%超 ハ) ・月3.5万回超 且 特定の保険医療機関に不均衡の買値償取引 ロ) ・月40万回超（または 300店舗以上） 且 集客率85%超 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） ※ 特定の保険医療機関と①の動きの買値償取引 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） 且 集客率85%以下	45点
② 調剤基本料 2	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計および当該薬局の集客率、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 且 集客率95%超 ロ) ・月4万回超～40万回以下 且 集客率85%超 ハ) ・月3.5万回超 且 特定の保険医療機関に不均衡の買値償取引 ロ) ・月40万回超（または 300店舗以上） 且 集客率85%超 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） ※ 特定の保険医療機関と①の動きの買値償取引 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） 且 集客率85%以下	29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計および当該薬局の集客率、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 且 集客率95%超 ロ) ・月4万回超～40万回以下 且 集客率85%超 ハ) ・月3.5万回超 且 特定の保険医療機関に不均衡の買値償取引 ロ) ・月40万回超（または 300店舗以上） 且 集客率85%超 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） ※ 特定の保険医療機関と①の動きの買値償取引 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） 且 集客率85%以下	24点 19点 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） 且 集客率50%超の保険薬局 ※1. 地域支障体制加算、後発医薬品調剤体制加算等①90%で算定 ※2. 薬局体制に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料①10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	○	調剤基本料に係る項目について同一保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬局体制に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料①10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） （後発医薬品の試用）	○	① 分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） ② 分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点 5点
地域支障体制加算 1	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須 + 選択2以上	32点
地域支障体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択1以上	30点
地域支障体制加算 3	○	調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須 + 選択1以上	40点
地域支障体制加算 4	○	調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択2以上	32点
遠隔強化加算	○	災害・前倒感染発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	後発医薬品の調剤回数が①90%以上、②85%以上、③90%以上	加算 1：21点、2：28点、3：30点
後発医薬品減額	○	後発医薬品の調剤回数が50%以下、76%超以下の保険薬局を除く 在宅患者総合体制加算 在宅患者総合体制加算 2	① 減額 15点 50点
医療DX推進体制整備加算 1	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナ保険証は、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナ保険証は、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上、ほか、月1回まで	6点
薬剤調剤料			
内服薬	○	1剤につき、3割分まで	24点
化薬薬	○	1剤につき、3割分まで	21点
注射薬	○	1剤につき、3割分まで	190点
外用薬	○	1剤につき、3割分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 + 10点 / 1日分 8日以上の部分 28日分以上 400点
外用用液剤	○	1剤につき、3割分まで	26点
外用用塗剤	○	1剤につき、3割分まで	10点
薬剤調剤料使用加算	○	1剤につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	69点（6歳未満 137点） 79点（6歳未満 137点） 69点（6歳未満 137点）
中心神経鎮痛薬利用加算 抗悪性腫瘍薬利用加算	○	薬剤を含む2以上の注射薬を混合（ ） または 尿液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点） 69点 70点、麻薬以外 8点
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）	○	1剤につき	69点（6歳未満 137点）
自家製剤加算（内服薬）	○	錠剤につき 錠剤、丸剤、7分、散剤、顆粒剤、11剤 液剤	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（化薬薬）	○	1剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬）	○	1剤につき 錠剤、ロゼット、軟、硬膏剤、パッド、ゲル剤、坐剤、点眼剤、点鼻、点耳剤、洗眼剤、洗鼻剤	70点 95点 45点
計量混合調剤加算	○	1剤につき ※内服薬・化薬薬・外用薬 液剤 散剤、顆粒剤 軟、硬膏剤	35点 45点 85点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）	○	基礎額＝調剤基本料（加算等）＋薬剤調剤料＋無菌調剤処理加算 ① 調剤管理料	基礎額の100%（時間外、深夜） 140%（休日）、200%（深夜）
時間外・休日加算	○	処方箋受付1回につき	45点

10/10/2011

調剤管理料		処方箋交付1回につき、薬剤師使用記録・管理	
① 内服薬の		内服薬 1瓶につき、3分まで	7日分以下4点、8～14日分28点、15～28日分50点、29日分以下60点
② 注射の		処方箋変更あり	7日分以下4点、8～14日分28点、15～28日分50点、29日分以下60点
重複投薬・相互作用等防止加算			7日分以下4点、8～14日分28点、15～28日分50点、29日分以下60点
調剤管理加算	－	一 複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	7日分以下4点、8～14日分28点、15～28日分50点、29日分以下60点
医療情報取得加算	－	オンライン資格情報取得制、1年1回まで	2回目以降（処方箋変更あり）34点
医療管理指導料		処方箋交付1回につき、薬剤師情報提供・薬歴指導	7日分以下4点、8～14日分28点、15～28日分50点、29日分以下60点
① 通常（2・3以外）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 慢性疾患の患者等入所患者		4カ月以上の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
③ 処方箋情報伝送機を使用（オンライン）		3カ月以内の内服薬（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算		厚生労働大臣が定める安全管理が必要となる薬品	新たな処方 10点、指導のみ 5点
特定薬剤管理指導加算 1	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	100点
乳がん医療管理指導加算		乳がん医療の管理計画に基づき指導、対象薬品品の最終処方時1回まで	100点
小児特定加算		① 確定診断（長期収容品の選択）等の説明、対象薬品の最終処方時1回まで	100点
吸入薬指導加算		6歳未満の乳幼児	100点
吸入薬指導加算		医療的ケア児（18歳未満）	100点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月1回まで	100点
医療管理指導料（特例）	－	3カ月以内の再調剤の手帳の活用率50%以上、加算は算定不可	100点
かかりつけ薬剤師指導料		処方箋交付1回につき、かかりつけ薬剤師の提供料は、かかりつけ薬剤師指導料に算入	100点
麻薬管理指導加算		処方箋交付1回につき、麻薬管理指導提供料に算入	100点
特定薬剤管理指導加算 1	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	100点
乳がん医療管理指導加算		乳がん医療の管理計画に基づき指導、対象薬品品の最終処方時1回まで	100点
小児特定加算		① 確定診断（長期収容品の選択）等の説明、対象薬品の最終処方時1回まで	100点
吸入薬指導加算		6歳未満の乳幼児	100点
吸入薬指導加算		医療的ケア児（18歳未満）	100点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月1回まで	100点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋交付1回につき、かかりつけ薬剤師の提供料は、かかりつけ薬剤師指導料に算入	100点
外服薬指導料 1		1月1回まで	291点
外服薬指導料 2		一 慢性疾患、内服薬のみ	185点
施設運営加算		入所中の患者を訪問、施設設備と協同した服薬管理・支援、1月1回まで	34点/7日分、43日分以下240点
内服薬前調整支援料 1		内服薬の種類により処方薬の管理費の削減、3月1回まで	125点
内服薬前調整支援料 2	－	内服薬の種類により処方薬の管理費の削減、3月1回まで	125点
調剤後薬剤管理指導料		調剤後薬剤管理指導料の提供料は、調剤後薬剤管理指導料に算入	100点
医療情報提供料 1		① 慢性疾患患者、慢性疾患の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	60点
医療情報提供料 2		② 慢性疾患患者、慢性疾患の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	60点
医療情報提供料 3		③ 慢性疾患患者、慢性疾患の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	60点
医療情報提供料 4		④ 慢性疾患患者、慢性疾患の合併・併発・併発調剤、1月1回まで	60点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 単一慢性疾患 1人		合わせて4月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法は週2回8月分まで）	650点
② 単一慢性疾患 2～9人		必要となる、中心静脈栄養法は週2回8月分まで	320点
③ 単一慢性疾患 10人以上		必要となる、中心静脈栄養法は週2回8月分まで	290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料		必要となる、中心静脈栄養法は週2回8月分まで	290点
医療管理指導加算		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン）350点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
① 計画外的訪問薬剤指導に係る患者の急患		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
② ①・③以外		在宅患者患者、医師の指示、薬剤師指導料に算入	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算		在宅患者医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳がん加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	100点（オンライン）125点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋交付1回につき	450点（オンライン

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
“（所定単位につき15円を超える場合）	“	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%